川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「衛生法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府令・厚生労働省令第11号。以下「共同命令」という。）及び川崎市食品衛生法施行規程（昭和47年川崎市訓令第９号。以下「規程」という。）並びに食品表示法（平成25年法律第70号。以下「表示法」という。）及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「６条８項府令」という。）に基づき実施する事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、衛生法、政令、規則、共同命令及び規程並びに表示法及び６条８項府令で使用する用語の例による。

（飲用に適する水）

第３条　規則第67条第１項第５号に規定する飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）とは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）第１　食品の部Ｂ　食品一般の製造、加工及び調理基準の項の５に規定する食品製造用水（以下「食品製造用水」という。）の規格に適合するものとする。

２　規則第67条第１項第５号に規定する水質検査の結果を証する書類の写しとは、次の規格又は基準を満たす水質検査の結果を証するものとする。ただし、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成７年川崎市条例第８号）第２条第３号に規定する小規模受水槽水道により供給される水を使用する場合は、水質検査の実施及びその結果の写しは不要とする。

（１）清涼飲料水を製造する場合の原水又は原料として用いる水若しくは氷雪又は氷菓を製造する場合の原水については規格基準に定める項目について規格に適合していること。

（２）（１）以外の場合については食品製造用水の規格に適合していること。ただし、検査結果が良好で周囲の状況から汚染が想定されない場合は、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成７年川崎市規則第60号）第８条第２項で準用する

第６条第１項の規定を勘案し、次の表に掲げる項目について水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表で掲げる基準に適合していること。

①　一般細菌
②　大腸菌
③　亜硝酸態窒素
④　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
⑤　塩化物イオン
⑥　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）
⑦　ｐＨ値
⑧　味
⑨　臭気
⑩　色度
⑪　濁度

（営業許可に関する事務）

第４条　規則第67条第３号に規定する主として取り扱う食品又は添加物に関する情報は、製品名並びにその原料配合分量及び製造方法の概要を記載した書類（以下「製造工程書」という。）等をもって代えることができる。

２　規則第67条第４号に規定する食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名、資格の種類及び受講した講習会について、規則第67条に規定する営業許可の申請又は規則第71条に規定する申請事項の変更の届出に係る事務を担当する職員は、規則別表第17の一のロで定める者に該当する旨を証する書類を確認するものとする。

３　規程第５条に規定する実地調査を行ったとき、食品衛生監視員は、調査復命書（第１号様式）により復命するものとする。

（営業届出に関する事務）

第５条　規則第70条の２第３号に規定する主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報は、製造工程書等をもって代えることができる。

２　規則第70条の２第４号に規定する食品衛生責任者の氏名について、規則第70条の２に規定する営業の届出又は規則第71条に規定する届出事項の変更の届出に係る事務を担当する職員は、規則別表第17の一のロで定める者に該当する旨を証する書類を確認するものとする。

３　法第57条第１項（法第68条第３項で準用する場合を含む。）の規定による営業の届出をした者（以下「届出営業者」という。）に対して、保健所長は、必要があると認めるときは、規則第67条第５号に規定する書類を求めるものとする。

（養成講習会）

第６条　規則別表第１７の一のロの（３）に規定する都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会（以下「養成講習会」という。）とは、食品衛生責任者の取扱いについて（令和２年１月17日付け薬生食監発0117第１号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）によるものとし、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う形式（以下「ｅラーニング形式」という。）の講習会であっても差し支えない。

２　養成講習会を行った者は、養成講習会を修了した者に、別紙１の内容の修了証を交付するものとする。

３　都道府県知事等が適正と認める講習会の認定を受けようとする者は、食品衛生責任者養成講習会認定申請書（第２号様式）を市長に提出するものとする。

４　市長は、前項の申請が第１項の要件に適合すると認めるときは、当該講習会を養成講習会と認める。

５　前項の認定を受けた者は、その実施内容を食品衛生責任者養成講習会実施報告書（第３号様式）により、当該開催年度の末日までに市長宛て報告するものとする。

（実務講習会）

第７条　規則別表第１７の一のハの（１）に規定する都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会（以下「実務講習会」という。）とは、別紙２のとおりとし、ｅラーニング形式の講習会であっても差し支えない。

２　規則別表第１７の一のハの（１）に規定する定期的に受講とは、全ての対象者において毎年度の受講を目安とする。

３　都道府県知事等が認める講習会の認定を受けようとする者は、食品衛生責任者実務講習会認定申請書（第４号様式）を市長に提出するものとする。

４　市長は、前項の申請が第１項の要件に適合すると認めるときは、当該講習会を実務講習会と認める。

５　前項の認定を受けた者は、その実施内容を食品衛生責任者実務講習会実施報告書（第５号様式）により、当該開催年度の末日までに市長宛て報告するものとする。

（生食用食肉取扱者認定講習会）

第８条　市長は、生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得させるための生食用食肉取扱者（規格基準第１　食品の部Ｄ　各条の項の○　生食用食肉の２　生食用食肉の加工基準（３）に定める要件を満たす者をいう。）認定講習会（以下「認定講習会」という。）を必要に応じて開催するものとする。

２　認定講習会の内容は次に掲げるとおりとし、講習時間は各号の項目につき１時間とする。ただし、受講者が生食用食肉の加工を行う施設の食品衛生責任

者の場合は、第３号の項目の受講を省略することができる。

（１）生食用食肉の規格基準

（２）病原性微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等、生食用食肉の取扱いに係る留意事項

（３）腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策等、食肉に関する衛生管理

３　認定講習会を受講しようとする者は、生食用食肉取扱者認定講習会受講申込書（第６号様式）を市長に提出するものとする。

４　市長は、認定講習会を修了した者を、生食用食肉を取り扱う者として適切と認め、生食用食肉取扱者認定講習会修了証（第７号様式。以下「修了証」という。）を交付するものとする。

５　市長は認定講習会を修了した者の必要事項を生食用食肉取扱者認定講習会修了者名簿（第８号様式）に必要事項を記載し、適切に保管するものとする。

６　前各項の規定にかかわらず、規格基準第１　食品の部Ｄ　各条の項の○生食用食肉の４　生食用食肉の調理基準のみが適用される施設の食品衛生責任者の場合には、修了証が交付されていない者であっても、市長は生食用食肉を取り扱う者として適切と認めるものとする。

７　亡失若しくは毀損又は記載事項の変更により修了証の写しの交付又は書換え交付を受けようとする者は、生食用食肉取扱者認定講習会修了証写し交付・書換え交付申請書（第９号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

（営業許可申請等に必要な様式）

第９条　衛生法に規定する営業許可の申請、地位の承継の届出、営業の届出、申請事項の変更の届出、廃業の届出及び食品等の回収の届出並びに表示法に規定する食品の回収の届出に関する様式は、別表に定めるところによるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　川崎市生食用食肉取扱施設に関する要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。ただし、この要綱の施行の日前に交付された廃止前の要綱第６号様式の規定による生食用食肉取扱者認定講習会修了証は、本要綱第７号様式の規定に

定による生食用食肉取扱者認定講習会修了証は、本要綱第７号様式の規定による生食用食肉取扱者認定講習会修了証とみなす。また、この要綱の施行の日前に作成された廃止前の要綱第７号様式の規定による生食用食肉取扱者認定講習会修了者名簿は、本要綱第８号様式の規定による生食用食肉取扱者認定講習会修了者名簿とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１２月１３日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表（第９条関係）

様式番号	種別	根拠条文
第10号様式	営業許可申請書・営業届（新規、継続）	衛生法第55条第１項、衛生法第57条第１項、規則第67条、規則第70条の２
第11号様式	営業許可申請書・営業届（変更）	規則第71条
第12号様式	営業許可申請書・営業届（廃業）	規則第71条の２
第13号様式	地位承継届	衛生法第56条第２項、衛生法第57条第２項、規則第67条の２、規則第68条、規則第69条、規則第70条
第14号様式	食品衛生管理者選任（変更）届	衛生法第48条第８項、規則第49条第１項
第15号様式	自主回収届（着手／変更／終了）	衛生法第58条第１項、表示法第10条の２第１項、共同命令第２条、共同命令第３条、共同命令第４条、６条８項府令第５条第１項、６条８項府令第５条第２項、６条８項府令第５条第３項

別紙１（第６条第２項関係）

第　　号

川 崎 市 食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 修 了 証

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたは、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）別表第１７の一のロの（３）に規定する食品衛生責任者養成講習会の課程を修了したことを証します。

受講年月日　　年　　月　　日

講習会主催者名

別紙２（第７条第１項関係）

食品衛生法施行規則別表第１７の一のハの（１）に規定する実務講習会の基準

１　講習の内容及び時間数

食品衛生に関することが概ね１時間以上含まれていること。

２　講習会の講師

講習会の講師は、食品衛生監視員又はこれと同等程度以上と認められる者であること。

３　講習会の受講済証

講習会の受講修了者には、別紙内容の受講済証を交付する。

別　紙

第　　号

川 崎 市 食 品 衛 生 責 任 者 実 務 講 習 会 受 講 済 証

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたは、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）別表第１７の一のハの（１）に規定する食品衛生責任者実務講習会を受講したことを証します。

受講年月日　　年　　月　　日

講習会主催者名

第１号様式（第４条第３項関係）

（第　　号－　　）	担任	合議	係長	課長	部長

調査欄							
月　　日	完備	・	指示	（別表第	－	－	－　　）
月　　日	完備	・	指示	（別表第	－	－	－　　）
月　　日	完備	・	指示	（別表第	－	－	－　　）

業　　種			
種　目　等			□　説明
査　定　欄	項目　　年		
□　許可		□　不許可（理由書添付）	
意　　見			
年　　月　　日		食品衛生監視員	

（伺い）
次のとおり許可（不許可と）してよいでしょうか。

□　許可
施設の所在地及び名称、屋号又は商号、
申請者氏名、生年月日及び住所並びに
営業の種類は申請のとおり。

□　不許可
（理由書添付）

許可指令番号	川崎市指令　　第　　号	
許可年月日	年　　月　　日	
許可期限	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
許可条件		
備　　考		手数料欄

第２号様式（第６条第３項関係）

年　　月　　日

川崎市長

申請者　住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食品衛生責任者養成講習会認定申請書

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第６条第３項の規定により、講習会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

開　催　形　式	
開　催　日　時	
実　施　内　容	
実　施　場　所	
備　　考	

注意事項

１　ｅラーニング形式による場合、開催日時には開催期間を、実施場所にはｅラーニング形式による開催である旨を記載してください。

２　その他認定の参考となる情報は、備考に記載してください。

第３号様式（第６条第５項関係）

年　　月　　日

川崎市長

申請者　住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食品衛生責任者養成講習会実施報告書

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第６条第４項により認定を受けた講習会について、同条第５項の規定に基づき報告します。

実施日及び実施場所並びに講習会の修了者数及び年度合計

実施日	実施場所	修了者数
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
合計		

注意事項

ｅラーニング形式による場合、実施日には実施期間を、実施場所にはｅラーニング形式による開催である旨を記載してください。

第４号様式（第７条第３項関係）

年　　月　　日

川崎市長

申請者　住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食品衛生責任者実務講習会認定申請書

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第７条３項の規定により、講習会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

開催形式	
開催日時	
講師	
実施内容	
実施場所	
備考	

注意事項

１　ｅラーニング形式による場合、講習会の開催日時には開催期間を、講師及び実施場所にはｅラーニング形式による開催である旨を記載してください。

２　その他認定の参考となる情報は備考に記載してください。

第５号様式（第７条第５項関係）

年　　月　　日

川崎市長

申請者　住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食品衛生責任者実務講習会実施報告書

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第７条第４項により認定を受けた講習会について、同条第５項の規定に基づき報告します。

１　実施日及び実施場所
各講習会の受講者数及び年度合計

実施日	実施場所	受講者数
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
月　　日		
年度合計		

２　受講者名簿（氏名、勤務場所の所在地、施設番号、名称及び業種並びに受講日）
別紙添付

注意事項

ｅラーニング形式による場合、実施日には実施期間を、実施場所にはｅラーニング形式による開催である旨を記載してください。

第６号様式（第８条第３項関係）

生食用食肉取扱者認定講習会受講申込書

年　　月　　日

（宛先）　川崎市長

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第８条第３項の規定により標記講習会を受講したいので申し込みます。

受講者	住所	
	氏名（フリガナ）	
	生年月日	年　　月　　日
	電話	
	食品衛生責任者※	該当する　・　該当しない
施設	所在地	
	名称	
	電話	
	営業の種類	
受講希望日		年　　月　　日
備考		

※　該当する場合、その旨を証する書類の写しを添付すること。

第７号様式（第８条第４項関係）

第　　号

生食用食肉取扱者
認定講習会修了証

氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
受講年月日　　年　　月　　日

上記の者は、川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第８条の規定による生食用食肉取扱者認定講習会を修了した者であることを証します。

年　　月　　日

川崎市長　　印

第8号様式（第8条第5項関係）

生食用食肉取扱者認定講習会修了者名簿

受講番号	氏名	生年月日	食品衛生責任者の資格	（番号等）	施設			受講年月日	備考
					名称	所在地	電話		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

第９号様式（第８条第７項関係）

生食用食肉取扱者認定講習会修了証 写し交付・書換え交付申請書

年　　月　　日

（宛先）　川崎市長

住　所

氏　名

年　　月　　日生

電　話

川崎市食品衛生法及び食品表示法に係る事務手続等取扱要綱第８条第７項の規定により次のとおり申請します。

施　　設	所 在 地	川崎市　　区
	名　　称	
	電　　話	

申　　請　　内　　容		（　写し交付　・　書換え交付　）
写　し　交　付　の　理　由		
変　更　内　容	変　　更　　前	
	変　　更　　後	
変　更　事　項　等　の 発　生　年　月　日		年　　月　　日

注意

書換え交付を申請する場合は、生食用食肉取扱者認定講習会修了証を添付すること。

第 10 号様式（１枚目（許可・届出共通））※1～6は、記載要領を参考に記載してください。

1 営業許可申請書・営業届（新規、継続）

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

食品衛生法（第 55 条第１項・第 57 条第１項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

2 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開を希望する項目にチェックしてください。

（☐ 申請者・届出者住所　☐ 申請者・届出者氏名
☐ 施設の所在地　☐ 施設の名称、屋号又は商号　☐ 施設の連絡先）

3 申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	（ふりがな）		（生年月日）※個人のみ
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年　月　日

4 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		
	（ふりがな）	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥・その他
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	講習会名称　年　月　日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCP の取組	※複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業以外は、引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	

5 業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐
	輸出食品取扱施設　※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐

6 営業届出		営業の形態	備考
	1		
	2		
	3		

担当者	（ふりがな）	電話番号
	担当者氏名	

第 10 号様式（２枚目（許可のみ））※7～12を、記載要領を参考に記載してください。

7 申請者情報	**法第 55 条第 2 項関係**	該当には ☑
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。	□
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。	□
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	□

8 営業施設情報	食品衛生法施行令第 13 条に規定する食品又は添加物の別 ※食品衛生管理者の設置が必要	□①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳　□⑤魚肉ハム　□⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳　□⑥魚肉ソーセージ　□⑨マーガリン　□⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品　□⑦放射線照射食品　□⑩ショートニング

	（ふりがな）	**資格の種類**	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	**受講した講習会**	講習会名称　　年　月　日

	使用水の種類	**自動車登録番号** ※自動車において調理をする営業の場合
	①　水道水　□水道水　□専用水道　□　簡易専用水道 ②　①以外の飲用に適する水 □小規模水道※　□小規模受水槽水道※　□その他 ※川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	自動車登録番号 車台番号

9 業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	□
	ふぐの処理を行う施設			□
	（ふりがな） ふぐ処理者氏名　※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	免許番号 登録年月日

10 添付書類	□ 施設の構造及び設備を示す図面	□
	□ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ※小規模受水槽水道の場合は添付不要	□
	□	□
	□	□

11 営業許可業種		許可番号及び許可年月日	**営業の種類**	備考
	1	年　月　日		
	2	年　月　日		
	3	年　月　日		
	4	年　月　日		

12 備考	定休日・従事者数等

第 11 号様式（１枚目（許可・届出共通））※1～5は、記載要領を参考に記載してください。

営業許可申請書・営業届（変更）

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

食品衛生法施行規則（第 71 条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

1 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開を希望する項目にチェックしてください。

（☐ 申請者・届出者住所　☐ 申請者・届出者氏名
☐ 施設の所在地　☐ 施設の名称、屋号又は商号　☐ 施設の連絡先）

※太枠内は、変更がある項目のみ記載し、項目名を〇で囲んでください。

2 申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所　※法人にあっては、所在地		
	（ふりがな）		（生年月日）※個人のみ
	申請者・届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年　月　日

3 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		
	（ふりがな） 食品衛生責任者の氏名　※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥・その他
		受講した講習会	講習会名称 年　月　日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCP の取組	※複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業以外は、引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	

4 業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐
	輸出食品取扱施設　※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐

		営業の形態	備考
5 営業届出	1		
	2		
	3		

担当者	（ふりがな）	電話番号
	担当者氏名	

第 11 号様式（２枚目（許可のみ））※6～１０を、記載要領を参考に記載してください。

6 申請者情報

法第 55 条第 2 項関係	該当には☑
(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。	□
(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。	□
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	□

7 営業施設情報

食品衛生法施行令第 13 条に規定する食品又は添加物の別 ※食品衛生管理者の設置が必要	□①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳　□⑤魚肉ハム　□⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳　□⑥魚肉ソーセージ　□⑨マーガリン　□⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品　□⑦放射線照射食品　□⑩ショートニング

（ふりがな） 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		資格の種類	
		受講した講習会	講習会名称　　年　月　日

使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
①　水道水　□水道水　□専用水道　□　簡易専用水道 ②　①以外の飲用に適する水 □小規模水道※　□小規模受水槽水道※　□その他 ※川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	自動車登録番号 車台番号

8 業種に応じた情報

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	□
ふぐの処理を行う施設			□

（ふりがな） ふぐ処理者氏名　※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	免許番号 登録年月日

9 添付書類

□ 施設の構造及び設備を示す図面	□
□ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ※小規模受水槽水道の場合は添付不要	□
□	□
□	□

10 営業許可業種

	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1	年　月　日		
2	年　月　日		
3	年　月　日		
4	年　月　日		

備考

第 12 号様式（許可・届出共通）※1～7は、記載要領を参考に記載してください。

営業許可申請書・営業届（廃業）

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

食品衛生法施行規則（第 71 条の２）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

1 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開を希望する項目にチェックしてください。

（☐ 申請者・届出者住所　☐ 申請者・届出者氏名
☐ 施設の所在地　☐ 施設の名称、屋号又は商号　☐ 施設の連絡先）

2 申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	（ふりがな）		（生年月日）※個人のみ
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日
3 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		

4 営業許可業種		許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年　月　日		
	2	年　月　日		
	3	年　月　日		
	4	年　月　日		

5 営業届出		営業の形態	備考
	1		
	2		
	3		

6 自動車登録番号 ※自動車の場合のみ	
7 廃業年月日	年　月　日

担当者	（ふりがな）	電話番号
	担当者氏名	

第 13 号様式（１枚目（許可・届出共通））※1～5は、記載要領を参考に記載してください。

地位承継届

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第 56 条第 2 項・第 57 条第 2 項）の規定に基づき届け出ます。

1 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開を希望する項目にチェックしてください。

（☐ 申請者・届出者住所　☐ 申請者・届出者氏名
☐ 施設の所在地　☐ 施設の名称、屋号又は商号　☐ 施設の連絡先）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

2 地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	（ふりがな）		生年月日(個人のみ)　年　月　日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との間柄(個人のみ)
3 譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	（ふりがな）	
	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）		
	譲渡年月日	年　月　日	
	添付書類	☐譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)	
4 被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	（ふりがな）	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年　月　日	
	添付書類	☐戸籍謄本　又は　☐法定相続情報一覧図の写し　☐同意書（相続人が二人以上いる場合）	
5 合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者の氏名	（ふりがな）	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年　月　日	
	添付書類	☐登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	

第 13 号様式（２枚目）※6及び7は、記載要領を参考に記載してください。

6 分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	（ふりがな）	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年　　月　　日	
	添付書類	□登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

7 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		

許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		

7 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		

許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		

7 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		

許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		
番号　　年　月　日		

備考	

第 14 号様式　※1～5は、記載要領を参考に記載してください。

食品衛生管理者選任（変更）届

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第 48 条第 8 項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

1 届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所　※法人にあっては、所在地		
	（ふりがな） 届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 年　　月　　日生		
2 施設情報	施設の所在地		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号又は商号		

3 食品衛生法施行令第 13 条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳　⑤魚肉ハム　⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳　⑥魚肉ソーセージ　⑨マーガリン　⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品　⑦放射線照射食品　⑩ショートニング

4 食品衛生管理者情報	氏名	（ふりがな） 年　月　日生
	住所	
	職名	
	職種	
	職務内容	
	選任（変更）年月日	年　月　日

備考		5 添付書類	□履歴書　□資格等を証する書面 □営業者に対する関係を証する書面
		（ふりがな） 担当者 氏名	電話番号

第 15 号様式（1 枚目）

自主回収届（着手／変更／終了）

年　　月　　日

（宛先）川崎市保健所長

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

太枠内については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第 58 条第 1 項□　食品表示法第 10 条の 2□　の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所　※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	（ふりがな）		
	届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名（ふりがな）		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所　※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	（ふりがな）		
	委託事業者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
製造所又は加工所情報(注)	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地		
	（ふりがな）		
	製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください）　※法人にあっては、その名称		
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：	商品名：	
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、ＪＡＮコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等）		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。		
	回収の理由	内容	
	□　①食品衛生法に違反 □　②食品衛生法に違反するおそれ □　③食品表示法に違反 □　④食品表示法に違反するおそれ		

（注）一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報　（注）輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

第 15 号様式（2 枚目）

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
	回収に着手した年月日	年　　月　　日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度　※届出者記入不要	内容　※届出者記入不要
	画像(商品の全体がわかる画像、表示(食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JAN コード、製造番号・ロット番号等) ※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
	備考	
担当者	（ふりがな）	電話番号
	担当者氏名	